

質問回答書

案件名：【再公示】イラン国テヘラン市大気汚染管理能力向上プロジェクト向け機材
 本件入札説明書に関する質問と回答は以下のとおりです。

回答日：2022年1月13日

| 通番 | 該当頁 | 該当項目 | 質問 | 回答 |
|----|----------|---|---|---|
| 1 | P1 | Item 3. (5) 引渡期限 | 電子部品・資材不足の影響によりメーカーでの製作期間が従来よりも長期化しておりますので、引渡期限を下記の通り延長をお願い申し上げます。 2022年7月29日 → 2022年11月30日 | 本プロジェクトは2022年10月末に終了予定のため、本件入札説明書に記載のスケジュールにて機材引渡し、業務完了等をお願いしたく、期間の延長は現時点では想定しておりません。 |
| 2 | P1 | Item 3. (6) 業務完了期限 | 上記1. 引渡期限延長に従い、業務完了期限も下記の通り延長をお願い申し上げます。 2022年9月30日 → 2023年1月31日 | |
| 3 | P4 | Item 11. 入札執行（入札）の日時 | (2) 入札書受付締切予定日時：2022年1月26日正午を下記に延長をお願い申し上げます。 2022年1月26日正午 → 2022年2月28日正午 | |
| 4 | P5 | Item 19. 安全保障輸出管理 | 今回機材はイラン向けとの事で、本条19. 安全保障輸出管理は非常に重要であり、この条件を満足しない機材が採用された場合、非常に大きな問題になると存じます。この為、入札に参加させて頂く立場でも応札時に万全を期したく、本条(1)～(3)の書類は契約締結後ではなく、応札の段階で提出を求める条件に変更される事を提案致します。また、競争参加資格者においても、経済産業省へ輸出管理内部規程(CP)の届出の確認を合わせて行うべきと提案致します。 | 参考銘柄については、安全保障輸出管理に非該当製品であり、デミニマスルールにも抵触しないことを確認しています。輸出管理内部規定(CP)の届け出の確認については、相応の対応を行っている社が参加している前提で競争参加と考えています。今後の競争参加資格についての参考とさせていただきます。 |
| 5 | P6 | Item 20. 留意事項 (5) | 受注者の管理責任は受注者所掌範囲に限定され、輸送保険の保険会社・仕向空港の荷役業者等所掌範囲外の関係者は受注者責任範囲外であることをご確認をお願い申し上げます。 | 輸送業務に関しては、受注者の責任の範囲は輸送手配までとしています。出荷以降の貨物の最終仕向け地での開梱及び技師到着までの保管責任については受注者の責任の範囲外となります。 |
| 6 | P8 ~ P23 | 機材仕様明細書 | 参考銘柄に代わり下記メーカー・型番を提案させていただきますので、採用ご承認をお願い申し上げます。 参考銘柄とのDeviationは添付資料A-1、型番カタログは添付資料A-2、A-3をご参照下さい。 メーカー：(株)堀場製作所 1) 大気中窒素酸化物濃度測定装置 型式 APNA-370 2) 大気中硫黄酸化物濃度測定装置 型式 APSA-370 3) 大気中一酸化炭素濃度測定装置 型式 APMA-370 4) 大気中オゾン濃度測定装置 型式 APOA-370 5) 大気中PM10/PM2.5濃度測定装置 型式 APDA-372 | ご提案の堀場製作所製下記を認めます。但し、機材仕様明細書に記載されている条件（総則、添付書類、交換部品、電源等）に準じてください。 1) 大気中窒素酸化物濃度測定装置 型式 APNA-370 2) 大気中硫黄酸化物濃度測定装置 型式 APSA-370 3) 大気中一酸化炭素濃度測定装置 型式 APMA-370 4) 大気中オゾン濃度測定装置 型式 APOA-370 5) 大気中PM10/PM2.5濃度測定装置 型式 APDA-372 |
| 7 | P27 | 輸送条件書 Item 2. 輸送条件 (4) 業務の範囲：到達地空港までの輸送手配 | 受注者の具体的な作業としては、次のいずれになるかご確認をお願い致します。 (1) FOB + フライトアレンジと理解し、輸送可能な航空会社フライトを発注者あるいはConsigneeにお伝えし、発注者あるいはConsigneeが予約手配したフライトに載せる。（貨物航空運賃は発注者あるいはConsigneeが負担し航空会社へ支払い） (2) 輸送可能なフライトを予約手配し到達地空港まで輸送する。（貨物航空運賃は受注者が負担し航空会社へ支払い） | 受注者の業務範囲は左記(2)に該当し、受注者は輸送費支払いまでを業務として含みます。 |
| 8 | P28 | 輸送条件書 Item 4. 輸送書類 (1) ⑤ 原産地証明書 | 受注者発行あるいは商工会議所発行、いずれが必要でしょうか？ | 商工会議所発行の原産地証明とします。 |
| 9 | P28 | 輸送条件書 Item 4. 輸送書類 (1) ⑥ 領事査証 | 相手国での輸入通関は発注者あるいは荷受人が行う事項となっておりますので、輸入通関手続きに必要な領事査証をご教示をお願い申し上げます。 | 受注者の業務範囲となっておりますので、受注者の責任において確認ください。 |

| 通番 | 該当頁 | 該当項目 | 質問 | 回答 |
|----|-----|------------------------------|--|---|
| 10 | P30 | 技師派遣条件書 Item 4. 想定派遣人数、工数 | <p>2021年9月8日の前回公示と今回も対象機材・業務内容は変わりませんが、想定派遣工数がかなり削減されており、今回の工数では作業スケジュールがかなりタイトになると見込まれます。事前現場確認作業も除外されていますが現場状況を把握しない状態で作業を開始することにも不安を感じます。つきましては、想定派遣人数・工数を前回公示と同じく以下にご変更をお願い申し上げます。</p> <p>(1) 事前現場確認作業：2名、計 18人日 (内訳) 1) 技師 1 (責任者、設置工事) 1名 x 9日間 2) 技師 2 (作業環境、条件確認) 1名 x 9日間</p> <p>(2) 現地設置作業：4名、計 108人日 (内訳) 1) 技師 1 (責任者、設置工事) 1名 x 30日間 2) 技師 2 (作業環境、条件確認) 1名 x 30日間 3) 技師 3 (動作、性能確認、操作、メンテナンス教育) 1名 x 30日間 4) 技師 4 (引渡確認) 1名 x 18日間</p> | <p>技師派遣条件書で示した人数、工数、スケジュールは、業務内容から想定される一つの案です。もし、より効率的かつ円滑な業務に資する案があれば、同条件書の5(1)と(3)のとおり、別案を提示いただき、同案に基づき業務を遂行してください。</p> |
| 11 | P32 | 技師派遣条件書 Item 8. 支払 | <p>請負契約のため、実動費用が変動しても精算は行わないとありますが、受注者の責任に因らない事由で派遣期間の延長・派遣人数の増加が必要となった場合は、契約単価に基づく精算が為されると理解してよろしいでしょうか？</p> | <p>受注者の責に抛らない不可抗力による派遣延長の延長等については、契約締結時に提出いただく技師派遣内訳書に基づいて精算を行う予定です。</p> |